

ワワワ-介護支援ワワ-利用料金表

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は、**利用者の自己負担はありません**。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

1.基本料金

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3・4・5
取扱い件数45件未満	居宅介護支援費 i 1086単位/月	居宅介護支援費 i 1411単位/月
取扱い件数45件以上60件未満	居宅介護支援費 ii 544単位/月	居宅介護支援費 ii 704単位/月
取扱い件数60件以上	居宅介護支援費 iii 326単位/月	居宅介護支援費 iii 422単位/月

居宅介護支援費（Ⅱ）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3・4・5
取扱い件数50件未満	居宅介護支援費 i 1086単位/月	居宅介護支援費 i 1411単位/月
取扱い件数50件以上60件未満	居宅介護支援費 ii 527単位/月	居宅介護支援費 ii 683単位/月
取扱い件数60件以上	居宅介護支援費 iii 316単位/月	居宅介護支援費 iii 410単位/月

- ※ 居宅介護支援費（Ⅱ）：指定居宅サービス事業者等の中で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている場合に算定します。
- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は所定単位数の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、所定単位数より200単位に10.21円を乗じた費用を減額することとなります。

- ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算（指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する基準を満たさない場合の減算）に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算することとなります。
- ※ 業務継続計画未策定減算（指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない場合の減算）に該当する場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算することとなります。
- ※ 同一建物等居住者に指定居宅介護支援を行った場合の報酬：指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合に、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定することとなります。

2.加算

初回加算		300単位/月	
通院時情報連携加算		50単位/月	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	250単位/月	
	(Ⅱ)	200単位/月	
退院・退所加算	カフアルシ参加あり	連携1回	600単位
		連携2回	750単位
		連携3回	900単位
	カフアルシ参加なし	連携1回	450単位
		連携2回	600単位
特定事業所加算	特定事業所加算（Ⅰ）		519単位/月
	特定事業所加算（Ⅱ）		421単位/月
	特定事業所加算（Ⅲ）		323単位/月
	特定事業所加算（A）		114単位/月
	特定事業所医療介護連携加算		125単位/月
ターミナルケア等加算		400単位/月	
緊急時等居宅カフアルシ加算	1月に2回限度	200単位/回	

※1単位10円を基本として、居住する地域により実際に支払う金額は異なります。

高松市は7級地となり、基本料金、加算単位数に10.21円を乗じた金額になります。